

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(別紙2) LNGバンカ一船停泊時の基準等</p> <p>1 LNGバンカ一船停泊時の基準</p> <p>(1) 立地条件</p> <p><u>イ</u> SOLASフェンス等の既存の物理的障壁の有無や岸壁利用者の立入状況、照明設備・監視装置の設置状況等LNGバンカ一船からの視認性などを勘案し、LNGバンカ一船への部外者の接近・侵入を防止するために必要な範囲を、次に掲げるいずれかの方法により、立入禁止区域として岸壁上に設定した上で、立入りを禁ずる旨記載した札等を標示すること。なお、(ロ)・(ハ)による措置は、十分な安全性が確保できる場合に限る。</p> <p>(イ) SOLASフェンス等既存の物理的障壁又は仮設フェンス等によること。</p> <p>(ロ) カラーコーン及びコーンバー等によってLNGバンカ一船の船体又は舷梯の周囲を囲むこと。</p> <p>(ハ) LNGバンカ一船の舷梯の入口にロープを張ること。</p> <p><u>ロ</u> LNGバンカ一船の近傍において、火気使用制限を明示する等十分な注意喚起を行うこと。</p> <p><u>△</u> 付近の事業所等に事業と立入禁止措置等の安全対策について周知すること。</p> <p>ニ LNGバンカ一船から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地があること。  <u>ただし、付近の停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、ふくそ う状況等により、LNGバンカ一船との衝突の危険性が極めて低 いと認められる場合は、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(別紙2) LNGバンカ一船停泊時の基準等</p> <p>1 LNGバンカ一船停泊時の基準</p> <p>(1) 立地条件</p> <p><u>イ</u> 岸壁上に物理的障壁を設置することにより、一時的に占用、制限する等し、立入りが禁止できること。      ただし、SOLASフェンス等の既設の物理的障壁内にあり、定係地とする岸壁の利用者が制限されている場合は、仮設の障壁を使用し、一時的に占用、制限する等し、立入りが禁止できること。なお、既設の物理的障壁内の岸壁を、全て一時的に占用して使用する場合は、追加措置は不要とする。</p> <p><u>ロ</u> LNGバンカ一船との距離30メートル以内の区域を火気使用制限区域として明示すること。      ただし、岸壁の突端にLNGバンカ一船を停泊する場合において、係留にかかる安全性が確認されている場合には、突端側の岸壁上に限り、上記の距離を減ずることができる。</p> <p><u>△</u> 原則として、付近の事業所等の同意が得られること。</p> <p>ニ LNGバンカ一船から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が<u>十分あること</u>。</p>

ホ その他係留施設の管理者等が指示する事項が遵守されていること。

(2) 照明設備

立入禁止区域への部外者の侵入接近を防止するために照明設備を設置する場合は、照明範囲の平均水平面照度5ルクス以上の照度が得られるものであること。

(3) 消防・防災設備等

イ LNGバンカ一船の火災等が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること。

なお、消火栓が岸壁上に設置されていない場合や、消火栓の数が不足する場合は、可搬消防ポンプにより、海水を吸引して使用しても差し支えない。

ロ 消火栓、消火器具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、使用方法について慣熟しておくこと。

ハ (略)

2 (略)

3 LNGバンカ一船停泊承認の際の審査基準

(1)・(2) (略)

(3) 火気の使用制限等について

LNGバンカ一船の近傍において、次のような事項を制限するための注意喚起が行われていること。

イ 喫煙その他火気の使用

ロ マッチ及びライター等の発火器具の携行

ハ 立入禁止区域内への関係者以外の立入り

(新設)

(2) 電気、照明設備

岸壁上の照明設備その他の電気設備は、引火の原因とならないものであること。

ただし、火気使用制限区域外への設置については、この限りでない。

また、立入禁止区域への部外者の侵入接近を防止するために設置する照明設備は、照明範囲の平均水平面照度5ルクス以上の照度が得られるものであること。

(3) 消防・防災設備等

イ LNGバンカ一船の火災又はLNG漏洩等が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること。

なお、消火栓が岸壁上に設置されていない場合や、消火栓が不足する場合にあっては、火気使用制限区域外に設置した可搬消防ポンプにより、海水を吸引して使用しても差し支えない。

ロ 消火栓、消火器具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、停泊中は、即時使用可能な状態にしておくこと。

ハ (略)

2 (略)

3 LNGバンカ一船停泊承認の際の審査基準

(1)・(2) (略)

(3) 火気の使用及び立入りの禁止の要領について

イ 火気使用制限区域においては、次のような事項を禁止し、必要に応じ、境界柵をおき、注意事項を掲示する等の措置を講じてあること。

(イ) 関係者以外の立入り

(ロ) 消防自動車以外の自動車の立入り

(4) その他

イ 着桟中のLNGバンカ一船から30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、LNGバンカ一船が着桟中においても30メートル以遠から視認できる標識を設置するとともに、常時周囲の状況を監視する体制が敷かれていること。

ロ・ハ (略)

(ハ) マッチ、ライターその他火炎又は火花を発するおそれのある器具の携行

(ニ) 喫煙その他火気の使用

ロ 火気使用制限区域外においても適正に火気の管理が行われていること。

(4) その他

イ 着桟中のLNGバンカ一船から30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、LNGバンカ一船が着桟中においても30メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船（員）を配置することとしていること。

ロ・ハ (略)